

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置については、平成24年度税制改正において平成27年3月末まで3年間延長されました。

軽油引取り税課税免除の特例措置は、道路特定財源から一般財源に変わった後も農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税措置されてきました。

これまで、この措置により、索道事業者がスキー場の整備のために使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油も免税対象となっており、この措置が廃止された場合、スキー・スノーボード等の冬季観光産業の負担増に直結することから、スキー場経営の困難化と、更には宿泊業、飲食業等の多くの関連事業者や農業者等の経営が悪化するとともに、地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。

以上のことから、国においては、スキー場をはじめとした観光産業や農林水産業等の広範な産業への影響に鑑み、下記事項について実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 軽油引取税の課税免除措置を平成27年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月13日

伊 那 市 議 会